

2017年4月29日

4月25日、沖縄防衛局（以下、「国」という）は、辺野古海域の埋立に着手した。埋立工事が行われる海域は立入り禁止海域とされており、浮標とフロートによって区切られた中で埋立が実施されている。

しかし、立入り禁止海域における埋立は違法である。その理由を述べたい。

国は、仲井真前知事による「埋立承認」（2013年12月）に基づいて埋立を進めていたが、埋立承認を走めていた公有水面埋立法（以下、「埋立法」という）は「公共水面」以外には適用できない



熊本 一規

論壇

い法律である。公共用水面と共同使用をできなくしたのだ
は、公共の福祉の維持増進を目的として、一般公衆の共同使用に供せられる水面のことである。海面で誰もが釣りや海水浴を楽しめるのは、それが公共用水面だからである。

から、公共用水面でない水面にしたということであり、公の今まで一般公衆の共同使用共用水面でない立入り禁止海域に供されてきたところのいわばい埋立法を適用できない。

従つて、立入り禁止海域設定に伴い、埋立承認はその法的根柢（略）特定人による排他的支配の許されないものである。「立入り禁止海域の設定」は、特定人（本件では国）による排他的支配を行う海域を設定するのであるから、田原湾最高裁判決に照らせば明らかに違法である。

たのである。そもそも「立入り禁止海域の設定」 자체も違法である。田原湾干潟訴訟における最高裁判決が示しているものは、海は誰もが使用できる公共用水面であるから、立入り禁止海域を設定できないということである。しかし、国は、キャンプ・シユワブ覚書に基づき、辺野古海域を立入り禁止海域とし、シユワブ覚書に基づき、辺野古海域を立入り禁止海域としたのである。しかしながら、国内法の改正を伴わない限り、法的拘束力をを持つものではない。国内法の改正は田原湾最高裁判決に鑑みて不可能であるが、仮に法改正がな

ところが、国は、14年7月、キャンプ・シユワブ覚書に基づき、辺野古の埋立施行区域を臨時制限区域に指定し、立入り禁止海域とした。この日は次のように判示してい

高裁判決（昭和61年12月16日）

は、国内法の改正を伴わない限り、法的拘束力をを持つものではない。国内法の改正は田原湾最高裁判決に鑑みて不可能であるが、仮に法改正がな

たのである。（明治学院大教授・漁業法、東京都杉並区、67歳）